



事業所在地		
本 社	〒290-0011 千葉県市原市能満 1878-1	TEL 0436-76-7072 Fax 0436-76-7073
第一ヤード	〒290-0011 千葉県市原市能満 1878-1	TEL 0436-76-7072 Fax 0436-76-7073
第二ヤード	〒290-0011 千葉県市原市能満 2116-3	TEL 0436-63-5098 Fax 0436-63-5099
第三ヤード	〒290-0166 千葉県市原市 犬成 1059-3	TEL 0436-67-1237 Fax 0436-67-1238
中国ヤード	中国天津静海子牙工業区内	

総合リサイクル・日用品輸出・建物解体
有限会社 不二桂商事

設備概要		
主な設備国内ヤード		
敷地面積	第一ヤード 3,300 平方メートル 第二ヤード 3,200 平方メートル 第三ヤード 3,400 平方メートル	
生産量	12,000 t 平成 25 年度実績	
運搬車	4 t 平ボディ車 3 台 4 t アームロール車 2 台 2 t 車 3 台	
機械設備	台貫 50 t 1 台 台貫 80 t 1 台 プレス機 50t 2 台 プレス機 150 t 2 台 大型除粉機 2 台 大型粉砕機 4 台 大型洗浄・脱水機 1 台 押し出し機 1 台 小型コンボ 3 台 大型コンボ 1 台 フォークリフト 10 台	



ご挨拶



当社の基本理念は地球環境問題を最重要課題と認識し、循環型社会の一翼を担うべき産業廃棄物の破砕・分別技術の向上と、地球環境保全のためにリサイクルに取り組み廃棄物の再資源化を日本国内だけでなくアジア規模にて努めて参ります。

お客様からの Q&A



Q、有価物と廃棄物の違いは何？

A 価値のあるものが有価物となり、無価値の時点で廃棄物となります。
廃法では、物体を有価物と廃棄物に分類させ、その廃棄物に該当するものを対象に法的な管理や責任を要求しています。
有価物になるものの代表的なものとして、鉄、非鉄、紙、プラスチック(専ら物)があります。有価物とはまさに、価値のあるものなのです。
この価値も国内・世界情勢によって変動が起き、今まで有価物だったものが廃棄物になる事もあります。

Q、リサイクルの種類はどのようなものがありますか？

A 大きく別けて3つのリサイクル手法がございます。
リサイクル手法として、
・マテリアル(材料、素材として生まれ変わらせる)
・ケミカル(使用済みの資源をそのままではなく、化学反応により組成を戻した後にリサイクルすること。廃プラの油化・ガス化・コークス等の化学燃料化、廃食用油のディーゼル燃料化・石炭化・飼料化、畜産糞尿のバイオガス化、廃プラの高炉還元化など)
・サーマル(廃棄物を単に焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用する)

会社概要

会 社 名	有限会社不二桂商事
設 立 年 月	平成 17 年 12 月 9 日
資 本 金	10,000,000 円
代 表 取 締 役	桂 雄一
事 業 内 容	非鉄・鉄スクラップ・廃プラスチック加工 国内の販売及びアジア地域へ輸出
取 引 銀 行	千葉銀行 千葉興業銀行

事業内容

- ・プラスチックの回収、自社工場にてリサイクルと加工
- ・プラスチック原料の輸出及び国内販売
- ・関連事業部において、一般家屋解体

取扱い

廃プラスチック、非鉄ミックスメタル、銅等

法令遵守

違反行為(廃棄物処理法条例)		違反行為の内容	罰則(廃棄物処理法条文)	
措置命令違反	第 19 条の 5 第 1 項 第 19 条の 6 第 1 項	行政の措置命令等に従わず必要な措置を行わなかったこと	5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金	第 25 条第 1 項 第 3 号 第 25 条第 1 項 第 8 号
廃棄物の不法投棄	第 16 条	産業廃棄物等をみだりに捨てたこと		第 25 条第 1 項 第 8 号
立入検査又は廃棄物の収去の拒否妨害等	第 99 条第 1 項 第 99 条第 2 項	行政の立ち入り検査を拒み、妨げ、又は忌避したこと	30 万円以下の罰金	第 30 条第 1 項 第 6 号